

のであるから本人以外の者が獨立に請求出来なかつた。然も拘留されてゐる場合は、事實上、正式裁判を請求しようにも、外部との連絡が、断たれてゐて、手も足も出なかつた。然るに改正法令によれば被告人の意志を離れて獨立して正式裁判を請求出来る者が被告人の辯護士後見人妻或は夫と範圍が擴大されたので、従來のやうに、無實の罪に泣き入りさせられることは非常に少なくなるわけだ。

(二)従來では、假令即決令で拘留されたにしても、警察の方では、外部の誰にも通知しなかつた。それ故外部では時には搜索願を出したりして大騒ぎをしなければならぬ場合があつた。また、かく外部との連絡が一切断たれてゐるから、警察の方でも時には無理な拘留をやつて人權蹂躪の非難を受けた。然し改正された法令によると警察では必ず手條文通りに外部の被告人の辯護士、後見人、父母、妻或は夫等に通知することになつたから、以上の弊は一掃されることになる。

(三)次に、従來は拘留された者は外部の人と面會も手紙の往復も出来ないし、また差入れも許されなかつたが、新法令によれば、之れが出来ることになつた。殊に面會及び食物の差入れは之を如何なる場合でも禁止することが出来ない。

以上が、改正の要點である。違警罪即決令は、労働組合

に基く。

(ロ)本年上期に於ける紡績業は、昨年同期に比し、利益の増加を見た。即ち、昨年同期には總社數六十社中、無配當四十六社、缺損廿一社で、總計三百六十二萬九千圓の缺損を現したものが、本年上期に於ては、無配當三十一社、缺損五社に止り、總計二百一十七萬九千圓の利益を計上した。配當率に於ても、昨年同期は平均七分六厘なりしもの本年上期は八分四厘となり、中には二割前後の配當を行ひたるものも少しもない。

(ハ)右の如き紡績業の好轉は、労働者の犠牲に依るものである。操短、産業合理化に基くおびたゞしき解雇は左の數字に於て明瞭に看取出来る。即ち、昭和四年十二月現在十六萬七千人なりし紡績工は昭和六年一月現在十一萬七千名に減少、同、四萬四千名の職布工は二萬九千名となり、一ヶ年間に合計約六萬五千名の減少を見たのである。労働者の實収入は、昨年一月より八月迄に二割の引下が行はれたが、更らに本年八月迄の一ヶ年間に一割餘の引下が行はれた。

(ニ)以上の状態に於て、吾人は、紡績労働組合と協力して極力、労働者生活の防衛の爲に闘ひ、組合の組織の有するところに於ては、相當の好成績を挙げたのであるが、紡績産業全般に亘つては、労働組合の勢力微弱なる今日、宛

運動、殊に労働軍議には非常に關係があり、労働運動に無理難た警察署長などは好んで之を濫用して、惡氣流を醸してゐた。然し、この改正は舊態を相當に改め、可成り分明正大となつたので、今後は警察官も人權蹂躪の非難から免かれるであらう。

## 二、修養團排撃に関する件

各加盟組合は、夫々事情に應じたる戦術を以て之を組織して來たが、最近、漸時凋落の傾向が認められることは注目して置する。殊に、同一立場に在つた希望社の醜聞暴露されて以來、斯る所謂教化團體に對する大衆の信頼は、急速に失はれるであらう。然し乍ら、支配階級の要求に基礎を有し、この援助と支持を受けて居るのであるから、今後、不斷の闘争を必要とする。昭和六年九月末に於ける修養團の現状を左の如し。

正會員十六萬九千七百六名、支部數七百、聯合會數五百五、殆んど全國に亘る。

## 三、解雇手當共同管理要求に関する件

### 未だ實現を見たる例なし、今後の努力を要す。

## 四、紡績操短反對闘争に関する件

(イ)日本紡績聯合會は、本年六月迄三割八厘の高率操短を繼續したのであるが、七月より九月迄は五分八厘の操短緩和を行つた。これ支那系の流人と、紡績業自體の好轉

ら無人の野を行くが如く、資本の搾取をほしひまにせしめたことは、労働階級の無力を語るものとして遺憾に堪へぬところである。

(ロ)工場法中第四條の除外例の削除要求に就いては、直ちに内務省に對して、決議書を提出したのであるが、これに對する政府の回答を左の如し。

政府は、紡績業者に對して、一ヶ月最低四日の休日を取務的に課して、失業の緩和を計るために、右除外例條文を削除せざることを一種の交換條件として居る。

思ふに、休日は何時でも廢止することが出来るが、法文の改正に依つて、労働時間の短縮を行ひ、これを制度化する事は、資本家の必要とする場合時間延長を行ふことと困難となるが爲であらう。然し吾人は一日、乃至二日の休日を少くするにしても、右法改正の要求を主張する。本會の操短時代に、時間延長の除外例を設けることが矛盾の甚だしきものであるのみならず、労働階級の當面の利害より見ても、これが貫徹の必要を痛感する。

## 五、失業防止並に救済に関する件

吾人はあらゆる機會に、この問題を提げて闘ひつゝあるが、未だその實現を見るに至つて居らぬ。

(イ)我國の失業者數は、何程ありや正確に知るを得ないが、昨年國勢調査に依る内務省の發表に依れば約三十二萬